

自然災害時における登校について

- 1 登校しようとする時刻において、松山地方気象台から「暴風警報」又は「暴風雪警報」が、東予西部に発表されている場合、生徒は登校準備をして自宅待機する。
「暴風警報」又は「暴風雪警報」が正午までに解除された場合には、授業の準備をし、安全に十分留意して登校する。
「暴風警報」又は「暴風雪警報」が正午までに解除されない場合は、自宅で学習する。
「暴風警報」又は「暴風雪警報」以外の「警報」または「注意報」が発表されている場合は、安全に十分留意して登校する。
- 2 船、電車、バス等、公共の交通機関を利用している生徒は、登校をしようとする時刻において交通機関が利用できない場合、登校準備をして自宅待機する。
正午までに交通機関が復旧した場合には、授業の準備をし、安全に十分留意して登校する。
正午までに交通機関が復旧しない場合は、自宅で学習する。
- 3 自然災害により、交通機関が利用できず、やむなく授業を欠席しなければならない場合は、出席扱いとする。
- 4 その他の場合については、必要に応じて「生徒緊急連絡網」を通して連絡する。
- 5 上記により各自が判断し、原則として学校への電話による問い合わせはしない。
- 6 上記に係わらず、「特別警報」が発表された場合、当該地域は非常に危険な状況にあるので、周囲の状況や市町から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、直ちに命を守る行動をとること。